

CONTENTS

page	
1	高裁でも会社の責任認定、4,380万円の賠償命令 精神疾患による飲酒死亡は過労が原因
2	特集 賃下げ、退職金の減額、諸手当の廃止など 労働条件の不利益変更は正しい手順で
4	TOPICS 復興増税とこれからの税制改正のポイント
5	お知らせ 算定基礎届の時期になります
6	人事労務の法律ミニ教室 定期代を支給した社員が自転車通勤。 通勤手当を返してもらえる？
7	助成金を活用しましょう 4月1日から助成金が変わります
8	職場のメンタルヘルス メンタルヘルス疾患にかかった社員の プライバシー保護
8	労務ひとこと 平成24年度 労働基準行政の重点施策 「長時間労働の抑制」「不払い残業の防止」など

高裁でも会社の責任認定、4,380万円の賠償命令

精神疾患による飲酒死亡は過労が原因

システムエンジニアの男性（当時25歳）がアルコールの過剰摂取により死亡したのは過労による精神疾患が原因だとして、両親が会社に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が平成24年3月22日、東京高裁でありました。

約5,960万円の支払いを命じた一審東京地裁判決に対し、二審では「睡眠不足の解消に努めるべきだったのにブログやゲームに時間を費やした」として約4,380万円に減額したものの、一審同様、会社側の責任を認めました。

* * * * *

この男性は平成18年9月、無断欠勤をして河川敷でウイスキーなどを多量に飲んで死亡しました。死亡前の2カ月の時間外労働はいずれも100時間を超えていました。判決では、こうした長時間労働や配置転換などから

心理的負担が過度に蓄積した結果、うつ病などを発症して正常な判断ができなくなった状態で大量に飲酒したと判断し、「上司らが長時間労働を把握していながら適切な措置をとらなかった」と会社の責任を認めました。

なお、本件については、平成19年10月に労災認定されています。

月100時間超の時間外労働に注意

過労死をめぐる訴訟で、精神疾患による急性アルコール中毒死に対する会社の責任が認められるのは初めてということです。

賠償金額の減額理由にもあるとおり、ブログやゲームにも時間を費やしており、睡眠時間も取れないほどの長時間労働ではなかったようですが、やはり月

100時間を超える時間外労働が判決に大きく影響したようです。

労働安全衛生法では、月100時間を超える時間外労働をおこなう労働者から申し出があった場合、医師による面接指導の実施を義務づけています。また、昨年末に改定された精神疾患の労災認定基準では、次のような長時間労働の評価基準が示されています。

長時間労働の評価基準

極度の長時間労働として、心理的負荷の総合評価を「強」とするもの

- ・月160時間を超える時間外労働
- ・3週間に120時間以上の時間外労働など

心理的負荷の強度を「強」と判断する具体例

- ・月120時間以上の時間外労働を連続2ヵ月
- ・月100時間以上の時間外労働を連続3ヵ月
- ・1ヵ月以上にわたって連続勤務
- ・2週間（12日）以上に渡って連続勤務を行い、その間、連日、深夜時間帯に及ぶ時間外労働